

自主的衛生管理段階的推進プログラム実施要綱

平成 26 年 6 月 24 日 25 福保健食第 2454 号福祉保健局長決定
最終改正 平成 28 年 3 月 31 日 27 福保健食第 2450 号食品医薬品安全担当部長決定

第一章 総則

第 1 目的

この要綱は、食品関係事業者等が自ら行う食品衛生管理について、東京都食品衛生自主管理認証制度実施要綱（平成 15 年 8 月 8 日 15 健安食第 1188 号健康局長決定。以下「認証制度実施要綱」という。）に基づく認証又は HACCP に基づく衛生管理の構築に向けた取組の初期段階から、段階的に評価することで、衛生管理向上のための継続的な取組を推進することを目的とする。

第 2 定義

この要綱に用いる用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 指定審査事業者とは、この要綱に基づく確認に係る事務及び認証制度実施要綱に基づく認証に係る審査等の事務（以下「認証等の業務」という。）を行う事業者として、認証制度実施要綱の規定に基づき東京都知事（以下「知事」という。）が指定した法人をいう。
- (2) 食品関係事業者等とは、認証制度実施要綱第 2 第 2 号で規定する者をいう。
- (3) 施設とは、認証制度実施要綱第 2 第 3 号で規定する施設をいう。
- (4) 確認とは、指定審査事業者が、食品関係事業者等からの申請に基づきこの要綱に定める実地点検を行い、その施設に係る衛生管理の達成状況を評価することをいう。

第 3 責務及び役割

この要綱において、東京都（以下「都」という。）、指定審査事業者及び食品関係事業者等の責務及び役割は、以下のとおりとする。

- (1) 都は、自主的衛生管理段階的推進プログラムの適正な運用及びその普及に努めること。
- (2) 指定審査事業者は、公平、公正に確認を行い、確認結果の信頼性の確保に努めること。
- (3) 確認を受けた食品関係事業者等は、衛生管理の継続的な維持向上を図るよう努めること。

第二章 確認

第4 確認の対象

確認の対象は、認証制度実施要綱第4第1項及び第2項に規定する施設とする。

第5 確認の申請

確認の申請をする食品関係業者等は、別記第1号様式による申請書に、食品衛生法施行細則（昭和23年東京都規則第130号）第21条に規定する営業許可書の写し、条例第7条第2項に規定する営業許可書の写し又は条例第5条の6第1項に規定する給食開始届の写し（以下「営業許可書等の写し」という。）を添えて、指定審査事業者に提出しなければならない。

第6 確認の申請者及び申請者の欠格要件

- 1 確認の申請をすることができる者は、第4に係る食品関係業者等とする。
- 2 1にかかわらず、第9により確認結果を取り消され、その取消の日から1年を経過しない食品関係業者等は、第5の申請をすることができない。

第7 実地点検

第5の申請をする食品関係業者等は、施設に係る衛生管理の達成状況について、指定審査事業者の実地点検を受けなければならない。

第8 確認結果通知書の交付等

- 1 指定審査事業者は、第5の申請を受けた食品関係業者等に対し、第13の確認の結果を別記第2号様式により交付するものとする。
- 2 1の確認結果通知書の交付は、実地点検結果の副本を添えて行うものとする。

第9 確認結果の取消し

- 1 指定審査事業者は、確認を行った食品関係業者等が次のいずれかに該当する場合は、その確認結果を取り消すことができる。
 - (1) 第5の申請内容及び確認を受けた衛生管理の内容等に虚偽が判明したとき。
 - (2) 確認を受けた食品関係業者等が確認結果に関する虚偽の又は誇大な表示又は広告を行い、改善を求めてもなお改善されないとき。
- 2 指定審査事業者が1により確認結果を取り消すときは、当該食品関係業者等に別記第3号様式による確認結果取消書を交付するものとする。
- 3 確認を受けた食品関係業者等が2により確認結果を取り消されたときは、速やかに確認結果通知書を交付を受けた指定審査事業者に返納しなければならない。

第 10 確認証の使用

- 1 確認を受けた食品関係営業者等は、知事が定める確認証を、確認を受けた施設に掲示することができる。
- 2 1 の確認証の取扱いは、別に定める。

第三章 確認を行う指定審査事業者

第 11 指定審査事業者の指定及び申請等

認証制度実施要綱第 19 の規定により行う。

第 12 確認の業務規程等

認証制度実施要綱第 19 2 (7) に定める要件は以下のとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項を定めた確認に関する業務規程
 - ア 確認の業務を行う時間及び休日に関する事項
 - イ 確認の業務を行う区域に関する事項
 - ウ 確認の業務の実施に要する費用（手数料）に関する事項
 - エ 確認の業務を行う組織に関する事項
 - オ 確認の業務に従事する者の配置、職務、倫理及び身分証に関する事項
 - カ 確認の業務（確認後の業務を含む。以下同じ。）の実施方法に関する事項
 - キ 確認の業務の公正な実施を確保するために必要な事項
 - ク 確認証の交付に関する事項
 - ケ 確認の業務の公表に関する事項
 - コ 指定の取消しを受けた際の、確認業務の帳簿の保存に関する事項
 - サ アからコまでのほか、確認の業務に関し知事が必要と認める事項
- (2) 第 14 の立入り等を行う者の氏名、略歴

第 13 確認の方法

- 1 指定審査事業者は、確認を行うときは、知事が別に定めるチェックシートを用いて、施設に係る衛生管理の達成状況を実地点検する。
- 2 実地点検を行う者は、認証制度実施要綱第 25 で規定する審査員とする。

第 14 立入り等

- 1 指定審査事業者は、確認に係る実地点検を行うために、確認の申請をした食品関係営業者等から必要な報告を求め、関係書類を閲覧するとともに、確認を行う施設に立ち入ることができる。
- 2 実地点検を行う者が確認のために施設に立入りを行うときは、確認を受ける食品関係営業者等に対し、指定審査事業者が発行する身分証を提示しなければならない。
- 3 指定審査事業者は、確認に附随して施設の衛生管理に関する技術上の指導

を行うことができる。

第 15 機密保持

実地点検を行う者並びに指定審査事業者及びその職員は、確認の業務に関して知り得た秘密を関係者以外に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第 16 帳簿の備付け等

1 指定審査事業者は、確認の業務に関する以下の事項を記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

- (1) 確認の申請をした食品関係業者等の住所及び氏名（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 確認に係る施設の所在地及び施設の名称、屋号又は商号
- (3) 確認に係る施設の業種（認証制度実施要綱別表第 1 に定める業種）及び区分（認証制度実施要綱別表第 2 に定める区分）
- (4) 給食施設で業務の委託が行われている場合は、その受託者氏名（法人にあつては、その名称）
- (5) 確認の申請を受けた年月日
- (6) 実地点検を行った年月日
- (7) (6)の結果
- (8) 確認結果通知書を交付した年月日
- (9) 実地点検を行った者の氏名

2 1 の帳簿は、確認を行った日から 1 年間、保存しなければならない。

第 17 書類の保存

1 指定審査事業者は、第 16 に定めるもののほか、申請書及びその添付書類並びに確認結果に関する書類を保存しなければならない。

2 1 の書類は、確認を行った日から 1 年間、保存しなければならない。

第 18 指定の取消し

1 認証制度実施要綱第 32 1 (6) に定める要件は以下のとおりとする。

- (1) 食品関係業者等に対する確認に係る実地点検の公平性、公正性が著しく損なわれたと認めたとき。
- (2) 第 22 の報告の徴収若しくは監査等を正当な理由なく拒んだとき又は虚偽の報告を行ったとき。
- (3) 第 23 の命令を正当な理由なく拒んだとき。

2 1 に基づいて指定の取消しを行うときは、認証制度実施要綱第 32 第 2 及び第 3 の規定により行う。

第 19 確認に係る業務書類等の引継ぎ

1 指定審査事業者が指定を取消されたときは、確認に関する書類等を他の指定審査事業者に速やかに引き継がなければならない。

なお、引継ぎを行うときは、あらかじめ、都と引継ぎ先について協議するものとする。

- 2 確認に関する書類等を引継いだ指定審査事業者は、以下について遅滞なく知事に報告しなければならない。
 - (1) 引き継いだ指定審査事業者の名称及び所在地
 - (2) 引継ぎを行った確認に係る施設等の名称及び所在地の一覧

第20 報告

- 1 指定審査事業者は、第5に基づき食品関係営業者等を確認したときは、以下について遅滞なく知事に報告しなければならない。
 - (1) 確認した食品関係営業者等の住所及び氏名（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 確認した施設の所在地
 - (3) 確認した施設の名称、屋号又は商号
 - (4) 確認した業種（認証制度実施要綱別表第1に定める業種）及び区分（認証制度実施要綱別表第2に定める認証区分）
 - (5) 確認の年月日
 - (6) 確認結果
 - (7) 給食施設で業務の委託が行われている場合は、その受託者氏名（法人にあっては、その名称）
- 2 指定審査事業者は、確認した食品関係営業者等の確認結果の取消しをしたときは、その旨を遅滞なく知事に報告しなければならない。
- 3 指定審査事業者は、確認結果通知書及び確認証の不正使用を発見したときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

第21 食品関係営業者等への事前説明

指定審査事業者は、食品関係営業者等からの申請に基づき確認の業務を行うときは、食品関係営業者等に対し、以下について記載した書面を交付して、説明を行わなければならない。

- (1) 確認を受けようとする食品関係営業者等からの申請に基づき、実地点検の上、確認結果通知書を交付すること。
- (2) 確認に附随して、確認の申請をした食品関係営業者等に、施設の衛生管理に関する技術上の指導を行うことができる。
- (3) 確認を受けようとする食品関係営業者等からの申請を受理したときは、所定の手数料を徴収すること。
- (4) 確認した食品関係営業者等が第9に該当する場合は、確認結果の取消しを行うことができること。
- (5) 確認のために、確認の申請をした食品関係営業者等から必要な報告を求め、関係書類を閲覧するとともに、確認を行う施設等に立ち入ることができること。
- (6) 異議の申し立てに関すること。
- (7) 機密保持に関すること。

第四章 雑則

第 22 報告の徴収、監査等

- 1 知事は、確認の業務の公平性、公正性を保ち、かつ、その適切な実施を確保するため、必要があると認めるときは、指定審査事業者に対し、確認の業務に係る必要な報告を求め、又は職員に、指定審査事業者の事務所へ立ち入りをさせ、確認の業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を監査させ、若しくは関係者へ質問をさせることができる。
- 2 1の報告の徴収及び監査等に必要な事項は、別に定める。

第 23 命令

知事は、確認の業務の公平性、公正性を保ち、かつ、その適切な実施を確保するため、必要があると認めるときは、指定審査事業者に対し、確認の業務に関し監督上必要な命令を行う。

第 24 指定審査事業者の教育・育成

知事は、確認の業務の公平性、公正性を保ち、かつ適切な実施を確保するため、指定審査事業者の実地点検を行うものその他の職員に対し、講習会等必要な教育及び人材の育成を行う。

第 25 指定審査事業者の公表

知事は、指定審査事業者を公表するものとする。

第 26 確認を受けた食品関係業者等の公表

- 1 知事は、確認を受けた食品関係業者等の名称等を、確認を受けた日から1年間、公表するものとする。
- 2 知事は、確認を受けた食品関係業者等が、確認を受けた日から1年以内に食品衛生法第54条、第55条及び第56条に基づく不利益処分を受けたことを知ったときは、公表を中止することができる。

第 27 その他

その他自主的衛生管理段階的推進プログラムの実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

第1号様式（第5関係）

年 月 日

様

住 所

電話番号

フリガナ
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者〕

確認申請書

自主的衛生管理段階的推進プログラム実施要綱の規定に基づいて、下記のとおり、確認を申請します。

記

- 1 確認を受ける施設の所在地
- 2 確認を受ける施設の名称、屋号又は商号
- 3 確認を受ける業種
- 4 給食施設で業務の委託が行われている場合は、その受託者氏名（法人にあつては、その名称）

添付書類：営業許可書又は給食開始届の写し

自主的衛生管理段階的推進プログラム

確認結果通知書

申請者住所 _____

申請者氏名 _____ 様

自主的衛生管理段階的推進プログラム実施要綱の規定に基づき、あなたの施設に対して行った実地点検の結果は、以下のとおりです。

確認年月日： _____ 年 月 日

得点： _____ 点

達成段階： _____ ステージ

年 月 日

指定審査事業者 _____ 印

年 月 日

様

指定審査事業者

印

確認結果取消書

下記の施設について、自主的衛生管理段階的推進プログラム実施要綱の規定に基づいて、確認結果を取り消します。

記

- 1 確認を行った施設の所在地
- 2 確認を行った施設の名称、屋号又は商号
- 3 確認を行った業種
- 4 確認結果を取り消した理由